

再任用・再雇用職員・非常勤教員部ニュース

No. 318
2019.2.6

東京都公立学校教職員組合（東京教組）

再任用・再雇用職員・非常勤教員部

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F

TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

第68次全国教研(北九州大会)に参加しました！



部長 林 健

2月1日から3日の三日間にわたり、福岡県北九州市で、第68次全国教研集会が開催され、全国各地から、レポーターをはじめとして、延べ万人を超える仲間が集まりました。1日の早朝から西日本総合展示場新館で開かれた全体集会では、開会前のアトラクションとして、地元の朝鮮学校の生徒たちによる歌や踊りと、朝鮮高校の授業料無償化と裁判支援へのアピールが行われました。主催者や来賓の挨拶、基調報告の後、東京学芸大学准教授斎藤一久さんが「憲法改正と教育の未来」と題した記念講演を行いました。安倍政権が目論む「憲法改正」の危険性は言うまでもないことですが、斎藤さんは「9条問題」だけではない危険性について、わかりやすく話してくださいました。特に、「憲法というものは日本社会で暮らす全ての人々の暮らしを保障するものでなくてはならない」という言葉が印象的でした。また、「改正案の一つ」とされる



る「第26条第3項」にある「(教育が) 国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み云々」について、誰が考える国の未来なのかという疑問を投げかけるとともに、「教育の無償化や教育条件整備は(憲法を改正せずとも) 法律で十分可能」とした上で、元文科大臣の下村博文自民党改憲推進本部長が、反対の声が上がりにくい教育の条項を改憲の突破口として考えている危険性を指摘しました。

これまでは役員としての参加で、あちこちの分科会を渡り歩いていましたが、今回は、最終日まで「算数・数学分科会」に参加し、各地からのレポートを聞き、レポーターとの討議に耳を傾けることができました。現在「移行措置」が始まっている新学習指導要領では、5年生の内容がさらに増えたり、6年生で学習している「メートル法」が削除されたり、4年生以上では「統計的内容の重視」など、様々な問題が指摘されています。今回、分科会に参加

して改めて感じたのは、目の前の子どもたちに依拠した実践の素晴らしさでした。子どもたちの実態に即して考えることから、学習指導要領の問題点が浮かび上がり、問題点があるからこそ学習指導要領を批判することができます。

総括討論で共同研究者の一人がこれまでの改訂では「現行の学習指導要領はとても良かった。先生も子供たちも頑張った。だから内容をあと 10 年続けるというふうにはなってこなかった。逆に、学習指導要領はここが間違っていた。子どもたちに『ごめんなさい』ともなっていない。毎回、『社会が変化した』とか『こんな課題が生まれた』とか、わけのわからない理由で改訂されてきた」と述べたことは、正しくその通りだと思います。3 学期は残りあと少しですが、全国教研で得たものを職場に持ち帰り、仲間に伝えていきたいと思っています。

2018 年度職場アンケートのまとめ

再任用・再雇用・非常勤教員部

アンケートにご協力ありがとうございました。回答からつかめた傾向をお知らせします。次年度の持ち時数の話し合い等に役立ててください。出された課題については、改善にむけて部として話し合っていきたいと思っています。なお、項目の番号が再任用フルタイムと非常勤教員・再任用短時間では異なるため後者に合わせました。

1、担当教科

以下のように、多岐に渡っていました。

非常勤教員小学校（専科、新規採用者の後補充や教務・生活指導の時数軽減等）

非常勤教員中学校（教科、養護等）

再任用フルタイム（少人数算数、巡回指導等）、再任用短時間（専科、新規採用育成、栄養士等）

3、週当たりの持ち時数

例年、小学校の非常勤教員に 20 時間を超えるケースが見られ、問題でした。今年の多くは 8～14 時間程度でした。持ち時数の他に若手教員の指導を任されている例が報告されました。指導も時数にカウントするなどして中学校の持ち時数「標準 11 時間」を基準と考え、所属校の校長と十分話し合しましょう。

4、勤務の状況

①退勤時刻は、非常勤教員の多くは、「ほぼ定時に退勤できている」という回答でした。中には、副担・研修推進などの業務が終わらず、毎日 1 時間強の超勤をしている例もありました。また再任用短や再任用フルの人は仕事が残って毎日 1 時間～1 時間半程度の超勤をしています。超勤をなくすために業務削減・定員増等を要求していきましょう。

②補教については過度な補教の割り当てはないとの回答が多かったです。

③副校長補佐業務は、掲示物のはりかえ、全校分の印刷物のチェック・校正、印刷、配布などが挙げられていました。SSS（スクールサポートスタッフ）の配置が今年から採用されて依頼されていないケースも報告されました。

④勤務で困ったことについて、ご意見が多数寄せられました。職務、勤務時間、持ち時数、管理職・職場の理解、待遇などに関して、個々の職場の実態から多岐にわたっており切実な

ものでした。詳細はニュース No315,316,317 号をご覧ください。

5、来年度の勤務

来年度も引き続き同じ勤務を希望される方が多かったですが、中には介護などの理由から再任用から非常勤教員へ、あるいは退職すると答えた回答もありました。

6、職場の理解

「あまりわかっていない」と回答された非常勤教員が多かったようです。再任用職員・非常勤教員制度について理解していない管理職も多く問題です。管理職への理解の徹底を求めるとともに自らも置かれている立場について職場で話していくことも大切です。

7、職場での課題、再任用、非常勤制度についての要望

定年延長の動きや免許更新制度が今後どうなるかについての疑問や不安の声が多く寄せられました。「65 歳以上の更新講習はなしに」の要望は切実です。高齢者勤務にプールや体育指導や出勤日数への配慮を望む意見も多数ありました。また「65 歳以上でも働きたい」「希望があれば 65 歳以上でも非常勤教員に」と意欲的な要望も出されていました。都側から非常勤教員の募集では 65 歳以上でも応募可であり、会計年度職員制度の導入で長年にわたる「非常勤教員にもボーナスを」の要求も実現する可能性が出てきました。期末手当支給に伴う人事考課の動きや会計年度職員制度の問題点も考えながら、今後も改善を求めて活動していきたいと思います。

所得税の確定申告

2月18日～3月15日

説明会資料より

所得税の確定申告は、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得について確定し所得税の額を計算するものです。

医療費などで多くの支払い(損失)がある場合(例10万円超)は確定申告することによって税が還付されます。また、生命保険、地震保険などの損害保険の掛け金がある場合は、一定の還付があります。医療保険等で、補填された場合は控除から差し引かれます。

給与所得以外に年金支給(雑所得)など他の所得がある場合(20万円超)は、確定申告をする必要があります。

手続きは、住所地の税務署で行います。

所得が給与のみで、前年に職場で年末調整をすませている場合は、確定申告の必要はありません。また、公的年金のみの収入の方も還付の必要がない場合は確定申告の必要がありません。

医療費の確定申告で税金が戻る場合

申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために、平成30年中に支払った医療費がある場合は、次のとおり計算した金額を医療費控除として、所得金額から差し引くことができます **10万円を超えるもの**。(注) その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額⇒ 医療にかかわらないマッサージは該当しない。公共交通では困難なタクシー代は条件によって可能。

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を、所得税の確定申告書に添付し

て所轄税務署に提出する必要があります。

平成 29 年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の提出が必要になりました。医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります。

平成 29 年分から平成 31 年（2019 年）分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

⇒ 医療費控除の明細書の書き方など

医療費控除の手続について、ご不明な点は、医療費控除に関する手続について（Q&A）（PDF／608KB）を参照してください。

平成 29 年分の確定申告から、セルフメディケーション税制が創設されました。

セルフメディケーション税制を適用する場合には、通常の医療費控除の適用はできません。（選択適用）

医療費控除の明細書と確定申告書は、「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

（この項は、国税庁文書より）

確定申告には手書きまたは電子申告（e-Tax）で可能

確定申告には手書き記入または、電子申告（e-Tax）で可能です。インターネット接続のパソコンまたは、スマートフォンでの申告が可能です。提出方法は3つの方法があります。

- ① 税務署または市・区役所に用意されている用紙、または、国税局・確定申告申請用紙（PDF）に手書き記入、住所地の税務署へ郵送・持参します。
- ② 「確定申告書作成コーナー」で申告書面に入力すると、税額が自動計算されます。印刷して郵送。
- ③ e-Tax で送信する。（または、税務署に出向いて PC に入力し窓口に提出。）

3月中旬になると税務署は混み合うので、早めに準備しましょう。

2018 年 11 月 訪韓報告（1）

元部長 城田 純生

都市管理公団労組の若手事務局長曰く「ドキュメンタリーではなくアニメのように」

羽田空港から金浦空港まで飛行時間約 2 時間半。沖縄とほぼ同じ。11 時過ぎに金浦空港に到着。民主労総仁川地域本部前委員長のキム・チャンゴンさんら仁川の仲間たちが車で出迎えてくれた。ソウルは天気快晴、紅葉がちょうど見ごろで美しい。車に分乗し、仁川に向かう。

最初に向かったのは南洞区が 100%出資している区民スポーツ施設。民主労総公共運輸労組南洞区都市管理公団支部の組合事務所でナム・ギンフ事務局長の話を聞いた。弱冠 36 歳、笑顔を絶やさない韓流スターのような優しい顔立ちの青年だ。支部長は対照的にいかついオジサンタイプらしい。ところが交渉ではこの柔和な青年が強面に変身して理事者側を追い詰める急先鋒となるというから頼もしい。実はシャツを脱ぐと筋肉隆々の力持ち、とか。

都市管理公団は区役所や公園、プール、体育館、駐車場などの管理運営を委託されている。20 代から 60 代まで 175 人の内、100 人を組合に組織している。2009 年に当時正規職で所長だった現支部長と正規職のコーチだった現事務局長が中心になり組合を結成。契約職や短時間勤務職など非正規職が圧倒的に多かったが、団体交渉やストライキなど闘いの中でほぼ全員の正規職員化を勝ち取った。基本給の均等化、昇

給制度の確立、45歳定年を60歳定年に制度化、など数々の待遇改善を勝ち取ってきた。

「なぜそんな成果が勝ち取れたのか？」という質問にギンフ事務局長は答えた。

自分たちはサービス業。このスポーツ施設の利用者は4000人もいる。その利用者の信頼を勝ち取ることとで理事者側と、理事者の背後にいる政治家をとことん追い詰める。

闘い方もユニークだ。例えば反組合的な理事長を任命した保守政治家の自宅を100人で囲んで全員でジャージャー麺を一斉に食べたことがある。「ドキュメンタリーではなくアニメのように、重い課題を軽く取り組む」とギンフ青年はにこやかに語る。

また「組合運動から社会が見える」とも。日給月給の日雇い労働者、会社のピンハネで最低賃金以下の生活を強いられる下請け会社の請負労働者、無期雇用・有期雇用の契約職など2000万労働人口の半分以上が不安定労働者だ。労組員が増えているのは非正規労働者が圧倒的に多い。その場で配布された資料に労組のスローガンが書いてある。「知らなければわかるまで。出来なければできるようまで。それでもダメならひっくり返せ！」

ギンフ青年の悩みは他にもある。10年前に若手だった自分が、今でも若手と言われるほど、若い組合員が増えないことだ。若き事務局長の話と質疑の最後にキム・チャンゴンさんが笑顔で私たちに問いかけた。「日本の友人のみなさん、なぜ私がこの組合をみなさんに紹介したかったかわかりましたか？」

階段にかけられた「団結・闘争」の巨大な垂れ幕の前に並んで全員で記念撮影。

旧三菱軍需工場跡地に「徴用工の像」を建てた仁川労働者の思い

車で富平公園に向かう。この公園は、日帝植民地時代は日本陸軍の基地で、三菱の軍需工場があった。日本の敗戦後に米軍基地（キャンプマーケット）になり、大半が返還され、現在は米兵7人しかいないという。基地跡地のダイオキシン汚染が問題になっている。公園を埋め尽くしている赤と黄色の紅葉が夕陽



にまばゆい。公園の中ほどに、2016年に建てられた「平和の少女像」と2017年に建てられた「徴用工の像」がならんでいる。

キム・チャンゴンさんが徴用工像を建てた思いを語ってくれた。植民地時代に被害を受けた多くの労働者の問題は、政治的課題というより人権問題。今も続く労働者の人権問題の解決のために、韓日の良心的な人々が努力してきている。現在日本政府がとっている態度はまちがっている。チャンゴンさんの話は昨年と同じ場所で聞いているが、徴用工問題が日韓で焦点化されている時期だけに、説明にも力がこもる。

仁川は韓国労働運動聖地と聞いたことがある。日帝植民地時代の軍事工場から始まった労働者の闘いが、チャンゴンさんらの現在の仁川労働運動に脈々と受け継がれている。「徴用工の像」は過酷な日帝植民地支配の象徴であり、労働者の解放闘争のモニュメントなのだ。公園の周囲に高層住宅が立ち並んでいる。今でもかつての日本陸軍基地と三菱の軍需工場の広大な跡地一帯が「三菱」の韓国語読みで呼ばれているという。

強欲な外資のリストラと闘う韓国 GM 労働者の創意と工夫溢れる「共に生きよう共同行動」

公園から車に分乗して北へ約2キロ走ると、韓国GMの富平工場が見えてきた。長さ一キロはありそうな

塀に横断幕が隙間なく掲げられている。正門のわきに張られている二つのテントの内の一つに入り、非正規職支会のファン・ホイン支会長の話を聞いた。景気が悪くなるとまっ先に解雇されるのは非正規職。年末までに 100 人くらい切られるかもしれない。280 日以上テントで座り込みを続けているが会社は団交に応じようとしな。韓国政府労働部からは不法派遣だと言われ、裁判所からも正社員に登用しろと命令が出ているのに会社は従わない。私たちは労働者の権利を守るために最後まで闘う。長身の若者は身を屈めるようにしてあいさつし、「このテントを訪れた海外ゲストは初めてです。日本の労働運動に多くを学んでいます」とにこやかに語った。もう一つのテントは非正規の闘いを支援する GM 正規労働者が「共に生きよう共同行動」として籠城しているという。

GM 工場の前のビルの中にある韓国 GM 現場組織「民主勢力統合推進委員会(民推委)」の事務所に移動し、懇談会を行った。事務所の壁にハングルと日本語で「資本主義体制で国籍は違うが、韓国と日本労働者、民衆たちの立場は異なることができません。同志たち一人一人の訪韓を心より歓迎します!」と掲げられていた。この事務所は正規職で非正規の闘いを共に闘おうと正門にテントを張って籠城している「共に生きよう共同行動」や社会変革労働者党など 7~8 グループがカンパを出し合って運営している。懇談会には韓国 GM 組合員でもあるキム・チャンゴンさん、非正規職ファン・ホイン支会長のほかに 10 月に来日して交流した韓国 GM 労組正規職のキム・ジョンハさん(代議員)、チェ・ジェグンさん(民推委総務局長)、イ・ヨンスさん(非正規職支会代議員)、4 月に来日して交流したアン・ユヒョンさん(民推委議長)らが出席し、途中からこれまで日韓交流で見覚えのある仁川地域の活動家も顔を見せた。

最初に民推委議長のアン・ユヒョンさんから韓国 GM の現状について報告を聞いた。キム・チャンゴンさんが何点か補足してくれた。1997 年以降の IMF 危機下で経営破綻していた旧大宇自動車の大部分を GM が買収したのが 2002 年。二大株主だった韓国産業銀行が 2017 年 10 月に経営牽制装置であった「拒否権」を失ってから本格的なリストラが始まった。昨年末に非正規労働者が大量に解雇され、本年 5 月に群山(クンサン)工場が閉鎖され 1700 人が解雇、昌原(チャンウォン)工場と富平工場のみとなった。韓国政府も産業銀行も労組に背を向け、8100 億ウォンを韓国 GM に注ぎ込んだ。本年 10 月には社長が一人で株主総会を強行し、研究開発部門を法人分離して、12 月 3 日に別法人としてスタートさせようとしている。労組潰しと事業部門別の売却や縮小、撤退に向けた動きであり、海外資本に典型的なやり方だ。大法院(最高裁)が 2013 年と 2016 年の 2 回も昌原工場での違法派遣を認定し、政府の雇用労働部も去る 5 月に非正規職を直接雇用しろと是正を命令したのに会社が従わない。労組は株主総会の無効を申し立て、78.3%の高率でスト権も確立しているが、非正規問題や経営分離に対して労組が消極的であり、無方針に陥っている。その弱点を克服するために、民推委の活動があり、「共に生きよう共同行動」がある。民主労総は 11 月 21 日にゼネストを宣言しているが、厳しいと感じている。現場からの盛り上がりがない。文政権下で緊張感が薄れている面がある。民主労総指導部も情勢を甘く見ているのではないか。闘わねばならない課題は、たくさんある。

懇談会は 1 時間を大幅に超えた。冷徹な情勢分析と熱い議論、強欲な資本に立ち向かうラジカルな闘争戦術—現場の創意と工夫溢れた取り組みで厳しい局面に立ち向かう韓国労働運動の息吹を肌で感じる事ができた。最後に全員で記念撮影。懇談会後は近くの食堂に会場を移し、食事をしながら交流を深めた。